

# 島原市

## 子ども福祉医療費助成制度に係る現物給付拡大について

1 拡大開始時期 令和5年10月1日から

2 拡大内容

【太枠部分が今回の拡大部分】

	乳幼児福祉医療	小・中学生福祉医療
対象者	島原市に住民登録があり、健康保険に加入している未就学児	島原市に住民登録があり、健康保険に加入している小・中学生までの児童
診療区分	入院・通院（外来）・調剤	乳幼児と同じ
自己負担額	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円 (調剤薬局は自己負担なし)	乳幼児と同じ
支給方法	現物給付 ※県外受診分は償還払い	償還払いから現物給付に変更（現在調整中） ※島原市、雲仙市、南島原市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、時津町、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町以外受診分は償還払い
公費負担者番号	80420037	80420037
受給者証	黄色 (公費負担者番号、7桁の受給者番号が記載されたもの)	桃色→黄色 ※公費負担者番号の記載がないものは現物給付に対応していません。 (高校生及びひとり親の親は(桃色)は償還払いです)

3 医療機関等における取扱について

・受給者証の確認

現物給付を行うには、島原市が発行する現物給付用の受給者証(黄色)が必要です。

受給者証の左上に「**現物**」の文字があることをご確認ください。

受診の都度、受給者証の提示を求めご確認ください。なお、受診者の住所に変更がないかのご確認も併せてお願いいたします。